

平成30年3月三種町議会定例会会議録

平成30年3月16日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	大澤和雄	2番	宮田幹保
3番	安藤賢藏	4番	三浦敦
5番	清水欣也	6番	工藤秀明
7番	高橋満	8番	
9番	鈴木一幸	10番	小澤高道
11番	成田光一	12番	加藤彦次郎
13番	後藤栄美子	14番	堺谷直樹
15番	伊藤千作	16番	平賀真
17番	児玉信長	18番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	三浦正隆	副町長	高堂弘道
教育長	鎌田義人	総務課長	腰丸豊
企画政策課長	相原信孝	税務課長	岡部衛
町民生活課長	川村義之	福祉課長	加賀谷司
健康推進課長	佐々木里史	農林課長	眞川信一
商工観光交流課長補佐	牧野誠一	建設課長	高橋善浩
上下水道課長	近藤吉弘	琴丘総合支所長	高橋泉
山本総合支所長	山田幸樹	会計課長	櫻庭一則
教育次長	畠山広栄	代表監査委員	門間芳継
農業委員会事務局長	信太清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局長補佐	平澤仁美
議会事務局主査	池内和人		

一、本日の会議に付した事件

日程と同じ

議長 金子芳継は、平成30年3月16日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の出席議員数は17名であり、定足数に達しております。

議案審議に入る前に、議会運営委員会が開かれましたので、委員長より報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（宮田幹保）

委員長 3月15日に議会運営委員会を開催し、議事日程について協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

皆様のお手元に配付してあります議事日程第2号のとおり、議案第25号から議案第38号まで並びに陳情第1号を日程に追加することといたしましたので、議員各位の慎重かつ円滑な審議をお願い申し上げまして、報告いたします。

以上。

議長（金子芳継）

ただいまの委員長報告のとおり、議案第25号から議案第38号まで並びに陳情第1号、合わせて15件を日程に追加することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり議案14件並びに陳情1件を日程に追加することに決定いたしました。

ただいま追加提案いたしました議案第38号について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三浦正隆）

それでは、追加提出議案につきまして、ご説明申し上げます。

本日提出します追加議案は、条例の廃止議案1件でございます。

議案第38号「三種町山本老人福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止について」は、森岳字木戸沢地内にあることぶき荘を平成30年3月31日をもって廃止するため、本条例を廃止するものでございます。

同施設は、旧山本町におきまして、高齢者の福祉の増進を図るため、昭和50年に整備したものでありますが、平成9年に健康保養センターゆうばるが開業して以降は、老人福祉センターとしての用途を廃止し、主に物置として利用してきたところでございます。

しかしながら、老朽化が激しく、また今後の利活用も見込めないことから、平成30年度に施設を解体撤去するため、今年度末をもって廃止することとしたものであります。

以上が、本日追加提出した議案の概要でありますので、議員の皆様には、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

議長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

日程第11．議案第1号「三種町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第1号「三種町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第2号「三種町地域農産物加工・販売事業化支援施設設置条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番清水議員。

5番（清水欣也）

最初に、今回の質問の結論をまず先に申し上げます。

この条例に関する質問ですが、まず一つはこの行政施設、つまり行政財産は、町が直営するためにつくられたものであって、初めから使用許可を与えるための行政施設などあり得ないということでもあります。

加工所は、町が一つの仕事をしていくという目的でつくられた行政目的施設であります。それを同じ目的で施設の全部を行政財産の使用許可で使用させるということは、本来の行政財産の目的を否定することになります。行政財産の一部目的外使用という法の趣旨からも外れることになります。ですから、町直営とするか、あるいは業務委託するか、指定管理をするか、普通財産化した後で貸し付けをするかのどちらかの手続によらなければならない、そういう判断であります。

それから、2つ目は、本条例案というのは、表面上は条例を整えば誰でも利用できるように見せているんですよ。だけれども、実態としては、ふるるんだけしか使用の対象になれない、そういう内容になっているということです。言いかえれば、要するにこの施設は初めからふるるんだけが使用することになっているのであって、誰でも使用できるとしているその条例の内容とはつじつまが合わない、そういうふうになっているということでもあります。誰でも利用できる施設にするのだとしたらそのような条文に、あるいはふるるんだけに使わせたいのであれば、はっきりとそれを明文化する。どちらかに統一した内容に改めなければならない。これが、2つ目の大きな問題であります。

それから、3つ目の大きな問題です。それは、今回のこの加工所の設置、それから設置場所の変更、これは予算計上や予算審議上のルールを無視して進められたものでございまして、議会軽視のもとで行われた非常に問題のある事案である。

この3つが、今回この条例に対する私の大きな問題があるという質問でございます。それでは、その一つずつ、詳しい質問をしていきます。

この1番目の基本的な問題ですが、行政財産の使用許可というのは、本来の用途の目的外使用というあくまでも例外的な措置であるので、その使用範囲というのは必要最小限度にとどめるというのが法の趣旨であります。つまり、その施設の目的外使用に与える一時的な一部目的外使用許可であるんです、本来の行政財産の目的使用許可というのは。ところが、今回は目的全部、全部目的内の、全部使用許可なんです。だから、最初から行政財産の目的外使用許可を当てはめる意義がないということなんです。これが、その基本的な質問であります。そう思います、どうでしょうかという質問です。

議長（金子芳継）

答弁必要ですよ。（「もちろん」の声あり）答弁は。（「もし回答できなかったら、私の問いが、判断が間違いであるかどうか、県庁に聞いて、後日教えていただきたい。いや、今答えるのだったら、どうぞ。もしそれが、今、保留するというのであればですよ。時間かかるから、後日でもいいです」の声あり）

副町長。

副町長（高堂弘道）

お答えします。

基本的に、議員おっしゃるとおり、行政財産の一部目的外使用許可、そういう形式になろうかと思えます。

議長（金子芳継）

5番。

5番（清水欣也）

ですから、同じ目的で、行政財産の使用許可というのは、別の目的で、今

これは行政施設というのにはある目的でつくっているんですよ。

例えば、役場の施設を考えてくださいね。これは、役場の仕事を進める上で必要だということで建てた建物です。それをどこか使いたいと来た場合に、それが行政財産の一部使用許可なんです。目的と違った目的で使わせてもらいたい。これが行政財産の一部使用許可なんです。地方自治法の238条の4も、そういうことでこれは決めているわけです。

ところが、今回は同じ目的でしょう。同じ目的で全部を使わせてくださいと。そうすれば、最初の行政目的はどうなるんですか。そういうことを言っているんですよ。だから、本来この行政財産の使用目的でこの施設を使わせるということは、あり得ないことなんです、法的に。だから、やるんだったら、私が言ったように、直営か、業務委託か、指定管理か、普通財産化をして貸し付けをします。この4つのうちのどれしかないと言っているんですよ。

例えば、この加工所のあるちょっとの部屋を、ちょっとここだけをこういう目的で使いたいから何とか貸してくれませんかと来たら、これが行政財産の使用許可なんです。だから、皆さんは、もうこの行政財産の使用許可と財産の貸し付けと、同じように、一緒に考えているんです。だからこういう条例案ができるんだということなんです。どうでしょうか。

議長（金子芳継）

副町長。

副町長（高堂弘道）

重ねてお答えいたします。

今回の建物については、全体を貸し付けるというわけではございません。というのは、この中に休憩室とか物置部分、加工室以外のものもございまして、その部分については、計算上は除外するような格好になろうかと思えます。

ただ、基本的にはふるるんが使用するという前提にしておりますので、そちらのほうに全て管理させたほうが合理的だろうという判断でございます。

議長（金子芳継）

5番。

5番（清水欣也）

いや、それがおかしいと言っているんだよ。あの全体をふるるんが使うんでしょう。だからおかしいと言っているの。行政財産の目的外使用というのは、そういうことでないと言っているの。

じゃあ、それに関連して、もう一つ質問しましょう。

あの加工所は今、副町長が、あれはふるるんに使用させるということをやっているんです。最初からもう、ふるるんありきなわけですね。ところが、この条例の内容は違うでしょう。誰でも使えるような条文になっているんです、条件を満たせば。だからおかしいと言っている。

それで、その加工所の施設管理というのは、これはふるるんでやることになっておりますよね。そうでしょう。

議長（金子芳継）

副町長。

副町長（高堂弘道）

ふるるんを想定しております。

議長（金子芳継）

5番。

5番（清水欣也）

それで、変なのは、施設の管理をするふるるんが、その施設の利用者となって使用許可申請をするんですか。おかしい話じゃないですか、これ。行政財産のそれをふるるんが管理するんですよ。その管理者が、行政財産の一部使用許可を町に申請すること自体おかしいんじゃないですか。

だから私、この条例をつくること自体については、私は否定しているんじゃないんですよ。実態に合った条例に書きかえなさいと言っている。最初からふるるんに使用させるんだったら、そのような条例にいなさいと言っているんですよ。もし、そうでないのだったら、そうでないような、全部、全ての人に門戸を開くのだったら、そのような条文にいなさいと言っているんです。ふるるんだけに使用させたいのであれば、そのような条文にいなさいと言っているんだよ。これは、全部に開放するという条文じゃないですか、条件を満たせば。そうでしょう。ところが、実態は違うんだ。

今、くしくも副町長が答弁したように、ふるるんに使わせると言っているんだよ。そうすれば、行政財産の使用目的だという法の趣旨からいっても、それから実態からいっても、おかしいんじゃないかと言っている。だから、これは条例を皆さんの本当の思うように、腹に合うような条文に直すべきだと。これは、四字熟語でいえば羊頭狗肉ですよ、町長。羊の頭を店の先につるして、実は犬の肉を売っているようなものだ。

それから、ふるるんの使用料は無償にしているんですよ。これは、当該委員会でもそういうように答弁されたようですけども、第4条でいうこの使用許可の申請も、それから第3条に規定する施設の目的に適合した具体的な事業計画も出していない段階で、どうして無償にできるんですか、今。これをちょっと答えてください。

議長（金子芳継）

副町長。

副町長（高堂弘道）

1点目でございますけれども、3条に使用者の範囲ということがございまして、この要件に合えばふるるん以外にも可能では、形式的には可能だということでございます。

それから、使用許可のお話でございますが、ふるるんの法人名で町長宛てに使用許可申請をしますと、そういう形式をとるということでございます。

議長（金子芳継）  
5番（清水欣也）  
だから、ふるるんが管理しているというんでしょう。管理者になるという  
んでしょ。管理者が自分の施設を使いたいと、目的外使用許可申請をでき  
るかと言っているんです。

議長（金子芳継）  
副町長。

副町長（高堂弘道）  
使用料の関係については、出された後に正式には審査した上で決定する  
という格好になろうかと思えます。

議長（金子芳継）  
5番（清水欣也）  
では、そうすれば、これは全部あれですか。皆さんはふるるんを想定して  
いないというんですか。この使用を。

議長（金子芳継）  
副町長。

副町長（高堂弘道）  
想定していないとは申ししておりません。その中に包摂されるということ  
でございます。

議長（金子芳継）  
5番（清水欣也）  
もし、全部に門戸を広げるのだとすればですよ、それが今あなたは形式上  
と言った。形式上はそうでも、実質上はふるるんだというんですか。そんな  
条例あるわけじゃないですか。もし、全部に門戸を広げるのであれば、  
いいですか、第3条に、施設の設置目的に適合した具体的な事業計画を有し  
ている者だと、こういうような排除的な規定は設けてはうまくないんでしょ  
う。実際、この条例は、この規定は、ほかの人も利用できるという想定に基  
づいてやったんですか。ふるるんだけにしかできない規定じゃないですか、  
これ。実態は。

議長（金子芳継）  
副町長。

副町長（高堂弘道）  
3条1項1号の具体的な事業計画を有している者については、排除的な規  
定だとは考えておりません。

議長（金子芳継）  
5番（清水欣也）

そう言っても、皆さんが見れば、これがふるるん以外に書けるようなもの  
がありますか、この町に。

それから、もう一つ。誰でも使用できる施設だということだとすれば、利  
用者が施設の使用を希望する際に、その人の希望する農産物が町の特色ある  
産物に該当するかどうかわかるように、農産物を明記すべきですよ。例え  
ば、この施設を利用したいという人がいて、果たして地域、町の特色ある産  
物に俺が今やりたいのは合っているのかどうかということは、何もわからな  
いわけですよ。そういう申請をした場合に、皆さんはどう答えますか。

議長（金子芳継）  
企画政策課長。

企画政策課長（相原信孝）  
お答えします。

この地方創生の絡みの事業でございますので、作文化をした企画政策課と  
しましては、基本的にはJGAP的な、いいものを高く売ろうという、そう  
いう作戦での事業でございます。したがって、そういう意図、意志を  
持った団体であれば、基本的には誰でも使えると。

ただ、今現在のところは、ふるるんがそれに向かって、JGAPジュンサイ  
を高く売ろうという、そういう作戦で動いておりますので、そういう形が  
なっているということでございます。

議長（金子芳継）  
5番（清水欣也）  
皆さん今いろいろしゃべっているけれども、これは最初からふるるんだけ  
が利用するという、そういう目的で始められた施設なんですよ。だから、こ  
れは、私はそれはそれでいいと。だったら、それはそれ相当の合う条例をつ  
くらなければだめだというのが、私の結論なんですよ。

だって、皆さん今、何だかんだとおっしゃっているけれども、これはあれ  
でしょう、ふるるんだけが使うことを想定してこの施設をつくったんでしょ  
う。

議長（金子芳継）  
企画政策課長。

企画政策課長（相原信孝）  
お答えします。

この加工所の場所についてもいろいろ動きましたけれども、基本的にはい  
いものを高く売ろうという、そこが原点でございます。したがって、ふる  
るんだけがという発想ではございません。以上です。

議長（金子芳継）  
5番（清水欣也）  
いやいや、そう言ったってこの条例から見て、果たしてこれがほかのほう

のような門戸を広げる条例の内容だと皆さん思っているんですか。

これはだったら、ジュンサイの加工、生産と、こうやってもう特記すべきじゃないですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長 お答えします。

先ほどから申し上げているとおり、ジュンサイに特化するという考え方はございません。この後、さまざまな農産物、東京オリンピックを控えて、J G A P等であれば世の中に信用されない農産物、恐らくそういう方向になっていくだろうということで、県とも国とも協議して、そういうふうなものを町として取り組んでいくんだということが認可されてこの施設ができたということがございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（金子芳継）

5番さん、あと10分です。

5番（清水欣也）

わかりました。

それでは、もし門戸をみんなに開放するというのであれば、これは第7条を変えなければだめですよ。なぜかという、不特定多数の人がいっぱい対象にいるわけですから、減免はどういう団体の場合に減免するかということを考えなければだめなんだけれども、これはただ町長が決めるということになっている。そんな言い方、あるわけないでしょう。それは、いろいろな財務規則にもあるように、それから町の条例にもあるように、いわゆる国とか地方団体とか公共団体が来た場合は、そういう場合で、しかも公用の事業に要するときはこういうふうには減免するとか、免ずるとか、減額するとかのそういう項目を入れないとおかしいわけでしょう。いっぱい来るんだから。そういう人に対しては、こういう団体の場合はこうする、こういう団体の場合はこうするという規定を設けなければ意味ないじゃないですか。これは全部町長が決めるということになっているんじゃないですか。これは、特定の団体を位置づけした条文でしょう。だから、その場合は皆さんに、今のような答弁だとすればですよ、みんなそれぞれの施設は門戸を広げるのであれば、じゃあ減免は、こういう場合はこうする、こういう団体はこうするというふうには決めなければだめなんです。でなければ意味がない。

それで、財務規則の第185条あるでしょう。それから、その無償貸し付けに関する条例というのが町にあるんですよ。その中でも書いてあるじゃないですか。こういう場合は無償にするとか、こういう場合は減額するとか、書いてある。そういうことをしないと意味がないということですよ。門戸をみんな、いろんな団体が来るわけですから。だったらそういう条項に直しなさいと言っているの。

議長（金子芳継）

副町長。

副町長（高堂弘道）

減免の話ですが、3号のその他町長が必要と認める者という文言を捉えて、町長が恣意的に、町長が言えばそうなるんだというふうにとられかねないのご指摘でございますけれども、基本的に減免する場合は、町の使用料及び利用料徴収条例に係る減免取り扱い要綱がございまして、それに沿った形でないと基本的に減免しないという形にしております。

具体的に言えば、先ほど議員もおっしゃられた他の公共団体が使用するときとか、行政事務と密接不可分な事業を行っている広域的な団体が使う場合とか、そういう規定がございまして、免除ができる場合に該当すれば半額減免なり、全額減免なり、そういう形で要綱で定められておりますので、それに従ってやるということでございます。ですから、決して町長の一存で決めるようなものではないということでございます。

議長（金子芳継）

5番。

5番（清水欣也）

それでは、最初の私の質問に答えてください。

議長（金子芳継）

5番さん、最初の質問をもう一度言ってもらえませんか。

5番（清水欣也）

時間延長してくださいね。

議長（金子芳継）

わかりました。

5番（清水欣也）

行政財産というのは、町が直営するためにつくるものなわけなんです。それから、一部目的外で使う場合に行政財産の使用許可ということがあるんですよ。それを全部が目的が同じで、全部の施設を使わせるということは、行政財産の使用許可とは言わないというんです。じゃあ、それを使わせたい道は何があるかという、町が直に経営するか、業務委託をするか、指定管理をするか、普通財産化した後で貸し付けをするか、この道しかないでしょうと。

だから、法の趣旨に、今やろうとしているのは合わないと言っているんですよ。この施設を使わせないという意味じゃないですよ。だから、条例の形もそういうような条例の形に直しなさいと言っているんです。この施設を使わせるなどか、これをやめなさいという意味じゃないんです。そういうことが法的な仕組みからいってできるのかということを知っているんです。

わからなかったら、県庁に聞いてくださいと言っているんです。後日でもいいですから。私はできないという解釈ですからね。

議長（金子芳継）

若干休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時39分 再開

議長（金子芳継）  
会議を開きます。  
副町長。

副町長（高堂弘道）  
設置条例の1条でございますけれども、加工販売の事業化に取り組む団体等の活動を支援するための施設ということで、そもそも行政が直接に使用することを想定したのではなくて、公共的財産であるという認識でございます。

ちなみに、この条文構成については、他団体、例えば秋田市においてはチャレンジオフィスあきた条例というのがございますが、これもそもそも最初から行政が使用するのではなくて、新たに起業するところに貸し付けを想定したものでして、そういうことを、そういう一例を参照して条例案を作成したところでございます。

議長（金子芳継）  
5番さん、あと4分です。

5番（清水欣也）  
これはまた、議論は後にしたいと思います。時間がなくなりましたから。それで、さまざまなジュンサイだけでなく、いろんな作物を対象にするという話でしたけれども、じゃあその作物に対応した設備にはなっているのでしょうか。

議長（金子芳継）  
副町長。

副町長（高堂弘道）  
現時点では、なってございません。ただ、この後別の作物とかが出てくれば、必要であればそれに対応して内部を改めてまいりたいということです。

議長（金子芳継）  
5番。

5番（清水欣也）  
それだったら、できてから条例をつくるべきですよ。できていない状態で、それは条例をつくっていいんですか。そのうちに、お客さんがここを使いたいと言ってきたらどうするの。設備が整っていないからだめだと言うんですか。ところが、条例はちゃんと整っている前提の条例ですよ。

議長（金子芳継）  
副町長。

副町長（高堂弘道）

今現在具体にないものを想定して、あらかじめ経費をかけて設置するというようなことは、なかなか難しいかと思えます。その都度という考えに立たざるを得ないと思えます。

議長（金子芳継）  
あと2分です。（「終わります」の声あり）  
ほかに質疑ありませんか。14番。

14番（堺谷直樹）  
ちょっと確認させてください。

先ほど5番議員も質問していましたが、非常にハードルの高い条例だと思うんですが、ふるるん以外の団体が利用したいとした場合、例えばふるるんにという話でありましたけれども、ふるるん以外の団体にも貸せるといっていいのでしょうか。

議長（金子芳継）  
副町長。

副町長（高堂弘道）  
間違いございません。

議長（金子芳継）  
14番。

14番（堺谷直樹）  
そうすれば、もし、ふるるん以外の団体とかち合った場合、どういう判断で貸されるのでしょうか。

議長（金子芳継）  
副町長。

副町長（高堂弘道）  
同時に申請が出されたような場合は、当然内部のほうで、当局側で審査した上、適正な決定をしてまいりたいということでございます。

議長（金子芳継）  
14番。

14番（堺谷直樹）  
将来的に、ふるるんがもし利用しなくなった場合に、町民のほうで同好会レベルの今の条例では非常に厳しいと、条例を改正してもう少し利便性の高い施設にできないかという話があった場合、それは対応するのは可能でしょうか。

議長（金子芳継）  
副町長。

副町長（高堂弘道）  
仮定の質問だとは思いますが、例えばふるるんが使用しなくなったと、そうした場合で、ほかに利用したいというのがあれば、決して不可能ではありませんけれども、その際はやはり、事業継続の可能性があるかとか、そういうのも審査の対象になろうかとは思いますが、不可能ではござ

議 長 (金子芳継) いません。(「終わります」の声あり)  
7番 (高橋 満) ほかにありませんか。7番高橋議員。  
この加工施設の事業費というのは、たしか推進交付金で、それもふるるん関係の事業費で加工施設を改修したというふうに記憶していますけれども、それに間違いはないですか。  
議 長 (金子芳継) 商工観光交流課長補佐。  
商工観光交流課長補佐 (牧野誠一) 答えいたします。  
この施設の整備に当たりましては、推進交付金を活用しております。それで、最後のほう、済みません。もう一度、お願いできますでしょうか。  
議 長 (金子芳継) 7番さん、最後のほうの質問がよくわからないというので。  
7番 (高橋 満) 推進交付金で、ふるるんの事業費の中で、たしか加工施設をつくったというふうに思っているんですけれども、その点は間違いはないですか。  
議 長 (金子芳継) 商工観光交流課長補佐。  
商工観光交流課長補佐 (牧野誠一) 済みませんでした。  
ふるるんの事業費の中という言葉がございましたけれども、本施設は推進交付金事業の中で整備しているものでございます。  
議 長 (金子芳継) 7番。  
7番 (高橋 満) ちょっと再度確認したいのが、推進交付金の加工施設を計画に盛ったときに、作成したときに、間違いなければ、高品質農産物等ということで、その中にJGAPも入っているというふうに私は認識しているんですけれども、それで間違いはないですかね。  
議 長 (金子芳継) 商工観光交流課長補佐。  
商工観光交流課長補佐 (牧野誠一) 答えいたします。  
この推進交付金事業の申請に当たりましては、議員おっしゃいますとおり、地域の特色ある農産物という表現を用いてございます。  
議 長 (金子芳継) 7番。  
7番 (高橋 満)

それで、目的としては、加工施設という位置づけで今つくっていると思うんですけれども、それはじゅんさいの加工施設を想定しておりますか。  
議 長 (金子芳継) 企画政策課長。  
企画政策課長 (相原信孝) 答えします。  
現在のところは、ふるるんのじゅんさい加工場という捉え方ではなくて、JGAPじゅんさい、あるいは高品質の特色ある農産物の加工場という捉え方で考えていただきたいと思っています。  
ただ、今差し当たっての準備の段階では、じゅんさいが日本一でございますので、それを何とか地域ブランドとして高めようということで、国からも理解をいただいたということでございます。  
議 長 (金子芳継) 7番。  
7番 (高橋 満) それでは、基本的にはJGAPを主体として計画を進めるということよろしいでしょうか。  
議 長 (金子芳継) 企画政策課長。  
企画政策課長 (相原信孝) 答えします。  
高品質を認証するものが、例えば今一番楽なのがJGAPでございます。その上にグローバルGAPというのもございます。やがてはそういう時代になっていくのだろうとは思いますが、とりあえずはJGAPを目指している、そういう意志のある、意欲のある団体であればよかろうかと思っています。  
議 長 (金子芳継) 7番。  
7番 (高橋 満) その考え方は非常に前向きな考え方だと思います。  
それで、JGAPの農産物というのは、当三種町にはどういう品目があるのか。それから、グローバルGAPというのはどういう品目があるのか、関連としてお聞きしたいと思います。  
議 長 (金子芳継) 商工観光交流課長補佐。  
商工観光交流課長補佐 (牧野誠一) 今、JGAPのほうにつきましては、私の認識しているところではじゅんさいというふうに認識しております。グローバルGAPのほうにつきましては、まだ認証したものは無いというふうに認識しております。  
議 長 (金子芳継)



7番 ( 高橋 満 )  
そのようにJGAPの取得できる農産物をふやして、この加工施設が十分に活用されることを望みます。以上で終わります。

議長 ( 金子芳継 )  
ほかにありませんか。3番安藤議員。

3番 ( 安藤賢藏 )  
この条例、いつも大体条例というのはこの内容になってくるんですけども、目新しいところは何もなくて、先ほどから言い出しっぺの私が何も言わないと申しわけないからというわけで質問するわけじゃないけれども、これは遊休施設を有効にリフォームして、地域のために利用するという趣旨での当局のお考えだったと思うんですよ、当初は。  
ところが、きのう話をしたように、地域の農産物の加工をやっている皆さんとも競合していると、競合してきているんだということでの今議論が伯仲してきている中で、どうもこのふるるんのことについては、施設、何だかその予算を使ったときに、今の場所では手狭であると。それで、地域の生産者も多く存在している、しかも森岳じゅんさいという全国バリューのネームもあるから森岳に来たんだというふうに私は聞いております。  
また、何かの町の広報紙かなんかでもそういうふうに、森岳の遊休施設を利用してやるんだと。  
企画課長、苦しい中でいろんなことを言っても、私の議員の心を打たないんですよ。苦しかったでしょう、あなたも。同情しますよ。  
だけれども、最終的に、今高橋議員がおっしゃったように、GAPについては当然広がりがあるわけですよ。それで、当局もふるるん、副町長なんか正直だからふるるんとしゃべってしまったものだから、今度私らだって聞いていられないわけですよ。だから、もうちょっとわかりやすくてもいい。余り化粧しないで素直な気持ちで、こういう目的で当面使うというふうな言い方でいいと思うんですよ。本当は商工観光課長が答弁すべきことも何か所かあった。  
だから、当初お願いしたように、やっぱり地域の産業を盛り上げていくというのが行政の責任であって、地域の産業に従事している人の仕事を奪わないようにという考えに立って、この議案を何とかひとつまとめたというふうに私は思うんですけれども、町長、素直な気持ちでひとつ答弁ください。

議長 ( 金子芳継 )  
町長。

町長 ( 三浦正隆 )  
素直な気持ちと申されましたけれども、本当に素直な気持ちで今までずっとしゃべっているつもりであります。行政が民業圧迫というのは、これは一番悪いことでありまして、これは私も前の職場がそういう郵政事業民営化なんていうことで大変な思いをされましたけれども、本当にそういう意味では

民業圧迫というのは、私は決してあってはならないと思っています。

ただ、お互いにやっぱり競争しながら切磋琢磨する世の中でありますので、やっぱりお互いに努力し合いながら、これは別に、多分私は今の町内の加工業者さんとのすみ分けはほぼできているだろうと思っておりますが、そういう意味では全体がレベルアップするような形で持っていきたいというふうに考えていますので、決して民業圧迫するような意図は持ってございませんので、それはご心配なくひとつよろしく申し上げます。

議長 ( 金子芳継 )  
いいですか。(「終わり」の声あり)  
ほかにありませんか。  
(なしの声あり)

議長 ( 金子芳継 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。5番。

5番 ( 清水欣也 )  
先ほど来、いろいろ申し上げましたけれども、説明を聞いても何か非常に私は逃げの答弁、こそくな答弁だと思っております。それで、この案については、私は反対の立場でこれから討論を申し上げます。

先ほどから皆さん、いやいやふるるんだけじゃないんだとか、じゅんさいだけではないんだとか、いろいろ並べましたけれども、今まで予算過程で我々に説明してきた流れというのは、ふるるんでしょう、じゅんさいでしょう。その流れで今まで予算審議をしてきているわけですよ。その結果、この加工施設にたどり着いているわけです。今、皆さんは、いやふるるんだけじゃないんだと。もし、そうだとすれば、みんなにも開放するんだとすれば、この条例では、それはうまくない。そうは見られない。かえって逆に、ふるるん以外は排除するという前提に立った条例の内容になっているんじゃないかということなんですよ。そういう意味であります。

もし、それ以外にも門戸を広げるとするのであれば、先ほど言ったように、それに対応できるような条項に私は組み直すべきだと、そういうふうに思うのであります。それが一つ。

あとは、先ほど手続上の問題を申し上げましたけれども、これは行政財産としては使われない、使用許可では使われない、そういう解釈であります。ですから、これは手続上の問題であります。そういう意味においても、今回のこの条例というのは、私はうまくない。そういう話であります。

それから、もう2つあります。

要するに、ふるるんと、この加工所もそうですけれども、ふるるんと町との境がないんですよ。ふるるんイコール町という実態になっている。そのために、何でもありの状態になっているわけですよ、今。極端な言い方をすれば、今までの予算状況を見なさいよ。みんな井勘定の中にある。こういうのが実態であります。要するに、ふるるんイコール町なんですよ。その流れが

今のこの加工所になっているわけです。それで、その結果どういうことになるかという、今の条例のような、この利用実態とかけ離れ、それからその利用に当たっての不明確さ。これがこの条例にあらわれているということなんです。これがまず、3つの問題点ですね。

そして、最後が、この加工所の設置場所の変更。これは、これが変更されたことによって、予算審議上、我々に何も示されていないわけです。それで、これを変えたということは設計が変わるということです。設計というのは工事設計だけじゃなくて、工事設計も含めて、その移転の必要性、それから移転したことによる効果、こういうのをみんな含めて、要するに設計が変わるということなんです。計画変更なんです。これはまさに、我々に対する予算審議、それから予算審議上の私たちに提示する必要があるわけですよ。それがみんな省略されて、要するに900万円という予算以内におさまるからみんなこれでよしだといって、だあっともう、勝手に執行されてしまったという、そういうケースです。

例えば、10億円の橋があったとする。それが町の上のほうに建てるつもりだったのが、突然町下に建てたと。何かじゃまがあるものがあったので、だけれども10億円という工事の範囲内にあるからそれはそのまま執行するなんていうことになった場合、どうなりますか。それと同じケースですよ。

だから私は、この基本的な予算審議のルールを無視されたと、議会軽視、そういう事業だと思っているわけです。

以上、4点申し上げました。よって、私はこれに反対したいと思います。

議長（金子芳継）

ほかに賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論ありますか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第2号「三種町地域農産物加工・販売事業化支援施設設置条例の制定について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

議案第2号について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金子芳継）

着席願います。

起立多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第3号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第3号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第4号「三種町手数料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第4号「三種町手数料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第5号「三種町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第5号「三種町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。  
日程第16．議案第6号「三種町立保育園設置条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第6号「三種町立保育園設置条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。  
日程第17．議案第7号「三種町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第7号「三種町国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
日程第18．議案第8号「三種町琴丘国民健康保険診療所設置条例の廃止等について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第8号「三種町琴丘国民健康保険診療所設置条例の廃止等について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。  
日程第19．議案第9号「三種町中小企業融資あっせんに関する条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第9号「三種町中小企業融資あっせんに関する条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。  
日程第20．議案第10号「三種町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。15番。

15番 (伊藤千作)

介護保険が月額で300円、そして平均で6,900円になるというふうな議案ですけれども、きょうの魁の1面で介護保険料平均6,492円というトップ記事が掲載されております。この中で、三種町は大体高いほうの順で5番目に当たります。高いほうの状況に位置しております。

それで、一つは、一般質問の中でもちょっと出されましたけれども、この中身に消費税が加算されているというふうなことがありました。消費税について、まだ引き上げるかどうか全然決まっておられません。来年。今、政権が森友問題で大いに揺れに揺れて、これが消費税にどうつながっていくかも全然わからない状況であります。

それで、この消費税分は、全体としてどのくらいの額になっているんですか。

議長 (金子芳継)

ほかに質疑ありませんか。答弁。福祉課長。(「休憩してください」の声あり)

若干休憩します。

午前11時15分 休憩

-----  
午前11時22分 再開

議長 (金子芳継)

会議を開きます。

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷 司)

介護保険給付費の消費税について答弁いたします。

現在8%でございますが、その中で算定上、30年度はゼロ、31年度は0.2%の479万4,000円、32が0.4%の965万円を見込んでおります。なお、この0.2、0.4につきましては、国からの指示でございます。

議長 (金子芳継)

15番。

15番 (伊藤千作)

いずれこの消費税2%引き上げ分と予定して、約1,500万円がこの介護保険料の算定に入っているというふうなことです。それで、今言ったように、8%から10%への引き上げは、どうなるかはわからない状況です。これをまず組み入れているというのが、一つの大きな問題だろうというふうに思います。

そして、この介護保険というのは、スタートした時点は全国的に平均約2,500円。今はもう、6,000円台で2倍以上に。今回7期目なんで

すけれども、1期ごとにふえてきております。

それで、お年寄りの皆さんは、やっぱり年金がどんどん減らされて負担だけがふえていくというふうな状況。これをやっぱり何とでもちょっと解消して、負担軽減に向けないといけないというふうに私は考えるんですけれども、そのためには一般会計から繰り入れるということはどうしても必要だろうと思うんです。

この間の私の一般質問で、福祉課長の答弁は、300円に必要な額というのは幾らかと言ったら、六千何がしと、何百万円というふうな答えでありました。私、ちょっとびっくりしたんですけれども、そんなになるのかというふうに思ったんですけれども、私ちょっと計算してみました。1カ月300円引き上げるわけですから、これが対象人数1,518人で、これで1カ月で45万5,400円。その1年分が大体546万4,800円。これの3年分ですから、1,639万4,400円。これが正しい数字ではなかろうかと。6,000万円と聞いたら、私びっくりしたんですけども、そんなになるはずはないなと思って、計算したらこのくらいの額になるのではないかというふうに思います。

それで、やっぱり1,000万、2,000万の額だったら、やっぱり負担軽減をするために、今財調に23億と33億あるわけですから、その一部を取り崩して、やっぱりこれに充てていくということが必要だろうと私は思うんです。

それで、町長は、何か一般質問の答弁では、そういうことは何かできない云々というふうなお話でありました。

全国的に、介護保険料の負担軽減に向けて一般会計から繰り入れて軽減策をとっているところがあるんです、実際に。北海道の長沼町というのは、高齢者人口約3,600人。ここでは1億円繰り入れ、6期では8,000万円繰り入れてこれを軽減していると。そういうところは全国でもあると思うんです、あちこちで。ですから、例えばさっき言った私の試算が正しければ、約2,000万弱ですよ。これをやっぱり負担軽減するために、一般会計から繰り入れるというふうなことをぜひ踏み出して、やっぱり負担軽減をしていくというふうなことは、私は必要だと思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

議長 (金子芳継)

町長。

町長 (三浦正隆)

前回の一般質問でお答えしたとおり、ただいま国県の方針が厳しくなってます。通達等でできないような形になっているというような認識でございます。よその市町村、長沼町さんでしょうか。1億円という大変なお金を投じられているわけですが、そういう事例があるにしても、やっぱり私どもはある程度、国なりの行政指導に従っていかざるを得ないというふうに認識しております。(「終わります」の声あり)

議長（金子芳継）  
ほかにありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。15番。

15番（伊藤千作）  
介護保険のことについて、反対の立場で討論します。  
今、介護保険の一般会計からの繰り入れは可能だということを、さっきの質問で述べました。厚労省は、自治体が行っている保険料の減免に対して、1つ目としては保険料の全額免除、2つ目として収入のみに着目した一律の減免、3つ目として保険料減免分に対する一般財源の繰り入れを不適切とする3原則を示しておりますけれども、国会での論議で、この3原則は助言に過ぎず、自治体がそれに従うべき義務はないことが、厚労大臣が答弁で明言しております。  
それで、「自治事務である介護保険料の減免制度に対する国のこの3つの原則は、地方自治法上、国の関与の仕組みの中で何に当たるのか」の問いに対して、「地方自治法第245条第1号の1に規定する助言あるいは勧告に当たる」と答弁。「助言もしくは勧告の場合、自治体はそれに従う義務があるのか」の問いに対して、「法律上の義務というものはないというふうに解釈している」と答えております。ですから、一般会計からの繰り入れは何ら問題がないということでもあります。  
高齢化が進む本町だからこそ、高齢者福祉に力を入れることが求められ、財政支援を行って保険料の引き上げを解消すべきであると思います。  
以上の立場から、この議案には反対であります。

議長（金子芳継）  
ほかに賛成討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第10号「三種町介護保険条例の一部改正について」を採決いたします。  
この表決は起立によって行います。  
なお、起立しない場合は反対とみなします。  
議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（金子芳継）  
着席してください。  
起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第11号「三種町立児童館設置条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第11号「三種町立児童館設置条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。  
日程第22．議案第12号「三種町農村歌舞伎会館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第12号「三種町農村歌舞伎会館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。  
日程第23．議案第13号「三種町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第13号「三種町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。日程第24. 議案第14号「三種町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」及び日程第25. 議案第15号「三種町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」の2件は、いずれも介護予防サービス事業等に関する件であるため、これを一括して議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。  
本案2件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第14号及び議案第15号を順次採決いたします。  
初めに、議案第14号「三種町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決さ

れました。  
次に、議案第15号「三種町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。  
日程第26. 議案第16号「三種町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第16号「三種町個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。  
追加日程第1. 議案第38号「三種町山本老人福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第38号「三種町山本老人福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。  
日程第27. 議案第17号「三種町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第17号「三種町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。  
日程第28. 議案第18号「平成29年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

2番（宮田幹保）  
補正予算について、教育委員会。ページでいうと49ページですけれども、質問させていただきます。  
三種町スポーツ少年団派遣費155万1,000円。これは恐らく、ミニバスとソフトボール、卓球の全国大会の出場の経費だと思うんですけれども、総勢でどのくらい行くものですか。

議長（金子芳継）  
教育次長。

教育次長（畠山広栄）  
お答えいたします。  
ミニバスケットボール大会が引率者を含めて17名、それからソフトボールのほう引率者を含めて14名、それから卓球が引率者を含めて4名でございます。

議長（金子芳継）  
2番。

2番（宮田幹保）  
全国大会出場ということは、町にとっても非常に嬉しいし、子供たちに

とっても一生の記念になると。本当に町としては名誉の一つであると思うんですけれども、子供たちの持ち出しというのは全くなくて、全部補助の中で賄えるわけですか。

議長（金子芳継）  
教育次長。

教育次長（畠山広栄）  
スポーツ少年団の派遣要綱がありまして、その中で選手については乗車券の往復代、小学生であれば普通であれば半額ということになります。それから、引率者についても普通乗車券の往復というふうにして計算をしております。  
それから、今回は宿泊代、前泊を認めまして、両方とも3泊、バスケットとソフトボールは3泊前泊認めて、上限6,000円ということでございますので6,000円で計算しております。  
そのほかに、特別旅費ということで10万円、それから用具代の購入費等ということで10万円を入れております。

議長（金子芳継）  
2番。

2番（宮田幹保）  
わかりました。  
それで、何を言いたいかというのは、教育長はよく十分にもう承知の上だと思いますけれども、今回の全国大会は広島と、非常に遠いところでやられるわけですよ。それで、保護者の皆さんが、「いや、俺たちはお金がなくて行かない」と。はっきり言って、応援に行きたいけれども、それも経費がなくて行けないという保護者がいるわけですよ。その中で、いや全県大会で勝ってほしい、だけれどもまた負けてきてもいいなんて、複雑な気持ちを持っている保護者、おじいさん、おばあさんを含めてですよ。だから、その辺の救済というか、新年度は百四十何万だか予算をとっているんですけども、これはやっぱりもう少し、教育長、認めてやるわけにはいかないものですか。

議長（金子芳継）  
教育次長。

教育次長（畠山広栄）  
いずれにしても、スポーツ少年団派遣補助要綱がありますので、そちらのほうを見直さないと出せないわけですので、そういう話も教育委員会のほうでも聞いておりますので、検討していきたいと思っております。

議長（金子芳継）  
2番。

2番（宮田幹保）  
ぜひそうしてください。終わります。

議長（金子芳継）

ほかにありませんか。  
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第18号「平成29年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。日程第29. 議案第19号「平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」から、日程第34. 議案第24号「平成29年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」までの6件は、いずれも平成29年度各特別会計予算の補正に関する件であるため、これを一括して議題といたします。これにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。  
本案6件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
それでは、各特別会計補正予算議案について順次採決いたします。  
初めに、議案第19号「平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「平成29年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。  
議案第21号「平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第22号「平成29年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第23号「平成29年度三種町衛生処理事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第24号「平成29年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。  
1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

-----  
午後 1時00分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、教育長より、緊急の会議のため、午後からの欠席届が提出されております。

次に、平成30年度予算関係について審議いたします。

審議に入る前に、予算特別委員会に付託されておりました平成30年度各会計予算の審査結果について報告を求めます。

なお、質疑については、予算特別委員会において質疑済みであるため、省略いたします。

予算特別委員長。

予算特別（平賀真）

委員長 本委員会に審査を付託されました平成30年度各会計予算事案につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり、結果を決定いたしました。

議案第25号「平成30年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について」から、議案第37号「平成30年度三種町水道事業会計予算について」までの13議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

議長（金子芳継）

以上で、予算特別委員会に付託された関係予算の審査結果についての報告を終わります。

お諮りいたします。追加日程第2. 議案第25号「平成30年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について」から、追加日程第4. 議案第27号「平成30年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」までの3件は、いずれも特別会計への繰り入れに関する件であるため、一括して議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。

本案3件に対する委員長報告は、別紙報告書のとおりであります。

なお、質疑については、特別委員会において質疑済みであるためこれを省略し、これより討論を行います。討論ありませんか

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

なお、採決については平成30年度一般会計及び関係特別会計と関連しますので、保留といたします。

追加日程第5. 議案第28号「平成30年度三種町一般会計予算について」を議題といたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案に対する質疑は省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。15番。

15番（伊藤千作）

平成30年一般会計予算について。

一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

今回の予算は骨格予算だと言われております。この中で継続事業予算は先送りしているが、結婚支援金等新規事業は予算化するなど、何かちぐはぐな予算となっております。

クアオルト推進事業は、町で力を入れ、たくさんの予算をつぎ込んでいるが、それに見合うような事業効果、成果は上がっているとは言えない状況となっております。事業導入の趣旨である健康増進に向けた取り組みが必要であると思います。

交通弱者を解消させるための具体的な対策、対応となっております。乗り合いタクシー等導入など、具体的な対策を考えていくべきであります。

職員の自殺者が出ているもとで、職員の健康管理を充実させるため、それに見合う職員数をふやすなどを行い、勤務状況の改善、解消に向けた具体的方策を立て、取り組みを広めなければならないと思います。

町民生活が大変になっているもとで、声を上げられない生活困窮者や弱者に目を向け、その負担軽減に努めなければならないのに、例えば介護保険料は引き上げる。一般会計から繰り出しを行うなどを考えればいいと思うが、それもできない理由づけを最優先している姿勢に見られるように、生活弱者を置き去りにしている対応は改めなければならないと思います。

主要事業には評価できるものもたくさんありますが、さきに述べた点を含んだ予算となっているので、一般会計予算には反対であります。

以上です。

議長（金子芳継）

ほかに賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

なお、採決については平成30年度各特別会計への繰入議案及び関係特別会計予算議案と関連しますので、保留といたします。

お諮りいたします。追加日程第6. 議案第29号「平成30年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」から、追加日程第14. 議案第37号「平成30年度三種町水道事業会計予算について」までの9件は、いずれも平成30年度各特別会計等の予算に関する件であるため、これを一括して議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。  
本案9件に対する委員長報告は、別紙報告書のとおりであります。  
本案9件に対する質疑は省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。15番。

15番 ( 伊藤千作 )  
議案第33号、介護保険事業特別会計予算ですけれども、これは単行議案で反対討論を行ったとおり、一般会計から予算を入れて保険料の減免を図ることができるのに、あえてそれをやれない、やらない。そういう姿勢で300円引き上げる、そういう内容になっておりますので、この議案には反対であります。

議長 ( 金子芳継 )  
ほかに賛成討論はありませんか。  
( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
これより採決を保留しておりました議案について、順次採決いたします。  
初めに、議案第25号「平成30年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について」を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第26号「平成30年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰入について」を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第27号「平成30年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第28号「平成30年度三種町一般会計予算について」を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。  
この表決は起立によって行います。  
なお、起立しない場合は反対とみなします。  
議案第28号について委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
( 賛成者起立 )

議長 ( 金子芳継 )  
着席ください。  
起立多数であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。  
議案第29号「平成30年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第30号「平成30年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第31号「平成30年度三種町公共下水道事業特別会計予算について」を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は原案可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第32号「平成30年度三種町農業集落排水事業特別会計予算につい

て」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 3 3 号「平成 3 0 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

議案第 3 3 号に委員長報告のとおり決することにご賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長 ( 金子芳継 )

着席ください。

起立多数です。よって、議案第 3 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 3 4 号「平成 3 0 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 3 5 号「平成 3 0 年度三種町衛生処理事業特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 3 6 号「平成 3 0 年度三種町温泉事業特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 3 7 号「平成 3 0 年度三種町水道事業会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第 3 5. 諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」から、日程第 3 7. 諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの 3 件は、いずれも人権擁護委員候補者の推薦に関する件であるため、一括して議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。

本件 3 件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

それでは、人権擁護委員候補者の推薦について順次採決いたします。

初めに、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、諮問第 1 号は原案のとおり可決されました。

諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって諮問第 2 号は原案のとおり可決されま

した。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、諮問第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第38. 発委第1号「三種町監査委員条例の制定について」及び日程第39. 発委第2号「三種町議会議員政治倫理条例の制定について」の2件は議会全員協議会において既に説明、協議済みの件であるため、質疑及び討論を省略し、これを一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、一括して採決することに決しました。

本案2件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、発委第1号及び発委第2号の2件は原案のとおり可決されました。

追加日程第15. 陳情第1号を審議いたします。

審議に入る前に、総務常任委員会に付託されておりました審議処理結果について、総務常任委員長より報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任 ( 平賀 真 )

委員長 本委員会に審査を付託されました陳情1件につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり審査を実施し、結果を決定いたしました。

陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情」につきましては、労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるため、地域間格差を縮小させる施策を進めると同時に、中小企業への支援策を拡充する必要があることから、採択すべきものと決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

議長 ( 金子芳継 )

総務常任委員長の報告を終わります。

ただいま報告のありました陳情第1号について、質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で、総務常任委員会に付託されました陳情の審査審議結果報告を終わ

ります。

これより陳情第1号について、討論及び採決を行います。

陳情第1号について、委員長報告は採択であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決いたします。

陳情第1号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択といたします。

なお、意見書については、請願・陳情文書表の案を参考に提出いたします。

お諮りいたします。日程第40及び日程第41は、いずれも各委員会の閉会中の継続調査の件であるため、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。

議会運営委員会は次の議会の会議日程及び議会運営に関する事項について、広報広聴常任委員会は議会広報発行及び広聴活動に関する事項について、閉会中でも活動できることに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会及び広報広聴常任委員会は閉会中でも活動できることに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年3月三種町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時25分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長

三種町議会議員

三種町議会議員